

## 令和7年度事業計画大綱

### 1 NOSAIを取り巻く情勢

政府は、食料・農業・農村基本法の改正に伴う食料・農業・農村基本計画（以下「新たな基本計画」という。）を令和7年3月に策定する。既に示されている同骨子では、食料安全保障など基本理念の実現を図る観点から、「我が国の食料供給」や「輸出の促進」、「国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム」など5つのテーマについて施策を整理している。また、令和7年度からの初動5年間で農業の構造転換を集中的に実行するとして、食料自給率などの目標や施策の達成度を測るKPI（重要業績評価指標）を設定する。

このような中で、農業保険については、まず、「自然災害への対応」の中で、農業保険の普及を図ることが明記され、更に具体的方向としては「我が国の食料供給」の中で中長期的なセーフティネット対策として、①特に収入保険については、経営体の経営基盤の強化と併せ、収入保険を重点的に推進していくこと、②中長期的な検討としては、ア）収穫共済（農作物共済、果樹共済及び畑作物共済）については、損害評価員の高齢化・減少等が見込まれる中で収穫共済が将来にわたって災害への備えとしての機能を発揮できるよう、収入保険との関係も含めて、制度を抜本的に検討すること、イ）セーフティネット対策全体の在り方について将来にわたって持続的に運営できるよう類似制度の集約も含めて検討することが示されている。この外に、家畜診療所関係として、遠隔診療や獣医師確保対策が、NOSAI団体の事業運営について、デジタル技術を活用した効率的な事業運営等も記述されている。

さて、令和7年度農林水産関係予算については、昨年12月27日の閣議において決定され、農業共済事業については対前年比12億7,600万円減の800億8,700万円、収入保険制度における農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担金は対前年比50億800万円増の368億8,700万円となった。特に農業共済事務費負担金については、2年連続の増額となり、収入保険の事務費負担金の増加も含め、事務費全体では対前年比3.3%の増となった。

以上を踏まえ、令和7年度において、NOSAI団体としては、農業保険を農業の生産現場により深く浸透し、すべての農業者に提供するため、引続き「未来へつなぐ」サポート運動に組織を挙げて取り組むこととし、収入保険・農業共済両制度の普及推進に向け、各種事業に取り組む。

## 2 令和7年度団体運営の重点事項

(1) 顧客リストの整備・更新に努め、農業共済と収入保険の一体的な推進を図り、特に未加入者に対する加入推進を徹底する。また、さとうきび共済及び園芸施設共済を中心に事業推進目標の達成を図るとともに、任意共済では特約の付帯を勧め、家畜共済では高い付保割合での加入を推進することで、補償の充実を図る。

①畑作物共済については、種子島・奄美大島・喜界島・徳之島・沖永良部・与論島における主要作物の『さとうきび』において、島別の加入率に格差があり加入率が伸び悩んでいることから、島別に加入率に応じた目標設定を行い、加入推進を図る。また青色申告者には農業経営収入保険への加入を勧める。

②園芸施設共済については、農林水産省は鹿児島県を加入推進重点地域に指定し、令和6年度までに戸数加入率目標70%を設定していたものの目標に届かなかった。令和7年度以降も引き続き目標達成に向けて、品目や地域など推進ターゲットを設定し、関係団体等との連携をさらに強化しながら集団加入の協定締結を活用するなどして積極的な加入推進を図る。

③任意共済については、制度共済並びに収入保険加入者の加入状況の再点検により推進対象者を明確にして、加入可能額を上限とした共済金額での引受を推進する。また加入者の補償の充実を図るため、臨時費用担保特約等を付帯した加入を推し進める。

④家畜共済については、畜産経営の安定に寄与するため、家畜診療所と連携して死亡廃用共済と疾病傷害共済のセット加入を基本とした提案型推進を図る。加入率の低い種豚・肉豚について、養豚研究会等の関係機関との連携を深め、制度の周知を図りながら加入推進に努める。

⑤農作物共済については、農業再生協議会及び関係機関と連携して有資格農業者に関する情報収集を行うことで、稲作農家の動向を把握し、全相殺方式をはじめ各方式への加入をパンフレット等用いて提案しながら個別訪問などによる加入推進に取り組む。また、青色申告者には、農業経営収入保険への加入を勧める。

(2) 農業経営収入保険制度への対応

農業経営収入保険制度については、関係機関・団体と連携し、新たな農業者情報の収集を強化し普及活動を図るとともに、収入保険加入支援事業を活用し、加入拡大やオンライン申請の普及、青色申告への移行などの働きかけを行い、令和7年度目標の2,560経営体引受達成を目指す。

また、収入保険担当者会や農業簿記研修会を開催し、制度改正等に対応できるよう実務の習熟を図る。

(3) 制度の見直しへの対応

制度の見直しについては、講習会を開催するなど職員自ら改正内容を熟知する機会を設けるとともに、農家への周知を徹底し、県下統一した推進方策等を検討する。

(4) 将来を見据えた団体運営の検討

農家戸数並びに共済資源の減少は今後も続くと予想され、NOSAI 団体を取り巻く環境は依然として厳しい。このような状況の下、事業を今後も安定的に運営していくために、組織的な統制を図り、収入の確保と経費の節減に努めるとともに、より一層の合理的で効率的な団体運営を押し進める。

(5) 家畜診療所の経営安定化

畜産農家の経営に寄与し、さらに地域から期待される家畜公衆衛生に係る役割を果たすためには、家畜診療所の体制の充実が肝要であることから、現状の獣医師不足の解消を図るため、各センター・診療所間の連携を密にし、診療所獣医師の相互派遣体制の構築を進める。さらに、獣医系大学との連携を強化しつつ、積極的な臨床実習生受入や「獣医師養成確保修学資金給付事業」を活用するなど、継続して新規獣医師の確保を図る。

また、畜産農家からの信頼に応えられるよう内外の研修を受講し診療技術の向上に努める。

(6) コンプライアンス並びにリスク管理態勢の確立

監査室を中心として態勢の整備に努め、講習会等を通して役職員のさらなる資質向上と法令遵守態勢の確立を図り、NOSAI 団体に求められる高い公共性と適正な事業運営に対応する倫理観の高い職場作りに努める。

(7) 「未来へつなぐ」サポート運動の積極的展開

運動目標「安心をすべての農家に届けよう」の実現に向け、農業保険の経営安定機能を最大限に発揮し、農業の持続的な発展に組織を挙げて積極的に取り組む。また、農業の生産現場により深く浸透し、農業経営の基幹的セーフティネットとしての農業保険を最適な加入プランで提案を行い、全ての農業者への加入を推進する。